

# ムナカタとヤマト王権についての二試論

磯村 幸男

専門家会議の議論の中で、ムナカタのヤマト王権との関わりが議論されるが多々あった。それは、沖ノ島での祭祀が「国家的(国家型)祭祀」であると強調すればするほど、少なくとも中央集権国家体制が出来つつある中での国家が関係した祭祀のあり方は、中央集権国家の出来先機関である「大宰府」との関係抜きにしては、語れないのではないか、つまり「大宰府」を資産に入れる必要があるのではないかということであった。

現在、推薦書第2章の「歴史と発展」の中で、国家が関与した祭祀であることは記述し、ヤマト王権と百済との交流を契機に、交流の成就と航海の安全を祈る祭祀が開始され、そうした古代祭祀の発展過程が良好に残された祭祀遺跡の中で見て取れることも謳っている。しかし、こと「大宰府」との関係になると史料的にはよく分からない。というか、あったか・なかったか、という形で言えば、行政的には「大宰府」の管轄内のある来事であり、承知していないことはないであろう。ただ、祭祀のあり方、つまり沖ノ島祭祀が百済との交流を契機に大規模な奉獻品を用いた祭祀が行われたのは、ヤマト王権とムナカタ地域との直接的な関係によって成り立っていたと考えられるのであり、そこには出先機関は関与して

ないのではないかと思われるのである。

例えば、日本古代の賤民のうち「氏賤」について議論されるとき、史料的に唯一存在が証明されるものとして使われる『類聚三代格』巻第一、神社事の寛平五(八九三年)十月二十九日の太政官符でそのことを見よう。

太政官符

應充行宗像神社修理料賤代徭丁事

従良賤十六人。正丁。在筑前国宗像郡金崎

充行徭丁十八人。大和国城上郡四人。高市郡二人。十市郡二人

右得彼社氏人從五位下守右少弁兼大学頭高階真人忠峯等解状稱。

件神坐大和国城上郡之内。与筑前国宗像郡從一位勳八等宗像

大神同神也。旧記云。是天照大神之子也。大神勅曰。汝三神

降居道中奉助天孫。为天孫所崇祭者。今国家每有禱請奉

幣件神。是其本縁也。唯筑前社有封戸神田。大和社未預封例。因

茲忠峯等始祖太政大臣浄広壹高市皇子命。分氏賤年輸物令修

理神舍。以為永例。而年代久遠。物情解体。氏衰路遙。不堪催發。

須<sub>下</sub>依<sub>レ</sub>貞觀十<sub>一</sub>八<sub>一</sub>年六月廿八日格。申<sub>レ</sub>請祖神封物。以充<sub>中</sub>修理料<sub>上</sub>。而大神宮事既異<sub>レ</sub>諸社。凡人等狐疑猶豫。空經<sub>レ</sub>年序。所<sub>レ</sub>在神舍<sub>ミアラカ</sub>既致<sub>レ</sub>破壞。今件賤同類蕃息已有<sub>レ</sub>其數。望請。進<sub>レ</sub>件賤為<sub>レ</sub>良。將<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>備<sub>レ</sub>調庸。其代永請<sub>レ</sub>隨近徭丁<sub>一</sub>以充<sub>レ</sub>修理料。謹請<sub>二</sub>官裁<sub>一</sub>者。大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傳陸奥出羽按察使源朝臣能有宣。奉<sub>レ</sub>勅依<sub>レ</sub>請者。仍須<sub>下</sub>件徭丁待<sub>レ</sub>彼氏高階真人長者并神主等共署申請充<sub>上</sub>之。差充之後不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>輒<sub>レ</sub>差<sub>レ</sub>他役。但其死闕及耆老之代。又同待<sub>レ</sub>請充<sub>レ</sub>之。永以為<sub>レ</sub>例。

寛平五年十月廿九日

この内容は、宗像大神を祭る大和国城上郡の宗像神社（大和社）は高市皇子を祖とする高階氏によって祀られており、本社である筑前国の宗像社には封戸神田があるが、大和社にはないので高階氏の氏賤の年輸物を分けて神舎の修理料としてきたこと、年を経て修理料を充てられることがなくなり神舎は壊れた状態にあるので、件の氏賤の同類で宗像郡金崎にいる者を従良し、その調庸を使い、大和国内の徭丁を使役して修理を行うことを請願したものである。このことから高階氏の氏賤は分割されることなく氏宗家に伝えられ、その子孫は蕃息しながら所有関係と身分を世襲していたことが分かる。

また、『続日本紀』神護景雲元年（七六七）の記事を見てみよう。

八月辛巳。筑前国宗形郡大領外従六位下宗形朝臣深津授<sub>二</sub>外従五位下<sub>一</sub>。其妻无位竹生王従五位下。並以下<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>僧寿心善誘<sub>造</sub>金崎船瀬<sub>上</sub>也。

金崎、現在の福岡県宗像市鐘崎は、響灘に突き出した岬に位置しており、船舶航行の難所であったところで、宗形朝臣深津とその妻の竹生王は、ここに船舶の碇泊する場所を造った功により授位されているのである。宗形朝臣深津の妻が無位ながら王を名乗る皇室所縁の者であり、授位後は深津よりも高位にしているのである。新日本古典文学大系本『続日本紀』四の補注では、宗形氏が天武天皇の子供である高市皇子の母親を出している縁から、「王族とくに高市皇子の後裔と特別の関係」があつたためとしている。ただ竹生王が他の史料に見えないので高市皇子との関係は不詳である。宗形氏と高市皇子後裔との交流については、長屋王（皇子の子供）家出土の木簡によって宗像郡からの貢進物があつたことが確認できる。それから類推すると、高市皇子を祖とする高階氏の氏賤の一部がこの地域に在住し、海産物の調達をおこなっていたとも考えられる。

以上のことから考えると、ムナカタ地域は、ヤマト王権に直結する関係にあり、沖ノ島祭祀は、行政組織にのつた祭祀の構造ではなく、ヤマト王権直結、というより皇室直結により行われた祭祀であつたのではないかと思うのである。それは、『類聚三代格』の記事にあるように、正に「奉助天孫。为天孫所崇祭者。」と云うことなのであろう。